

市民の皆様へ

特定非営利活動法人とんぼの家  
理事長 柳本 末廣

当法人は、ヘルパー事業にかかる居宅介護サービス費・介護給付費・移動支援費を不適切に請求し、神戸市長から介護保険法及び障害者総合支援法等に基づくヘルパー事業所の指定取消処分及び認定取消を受けました。

説明内容

・ヘルパー事業にかかる居宅介護サービス費・介護給付費・移動支援費を不適切に請求し、神戸市長から介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者総合支援法（平成17年法律第123号）等に基づくヘルパー事業所の指定取消処分及び認定取消を受けたことについては、従業者への監督不行き届きによるもので、今後は、今以上に従業者とコミュニケーションを図ります。また、事業所内の相談窓口を設置し、気軽に相談できる体制を整えます。

再発防止策

改善方策	実施年月